

1. 件名

原子燃料工業(株)熊取事業所における加工施設の設計及び工事の計画の認可申請に関する面談(4-2)

2. 日時

令和2年11月12日(木) 10時15分～12時30分

3. 場所

原子力規制庁 10階会議室(TV会議により実施)

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部 核燃料施設審査部門

小澤安全管理調査官、永井主任安全審査官、武田専門職、田邊専門職、池永技術参与、吉村技術参与

原子燃料工業株式会社

熊取事業所 副所長 他14名

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こしによるものであり、誤りを含む場合があります。

※一部に不開示情報が含まれていたため、該当部分に黒塗り処理を行っております。

6. 配布資料

資料1：設工認の品質向上のための対策について

時間	自動文字起こし結果
0:00:01	はい、原子力規制庁のタケダでございます。それではただいまから、原子燃料工業株式会社熊取事業所との面談を開始いたします。
0:00:14	本日は令和2年8月27日付で申請があり、10月2010月29日付で一部補正があったAより設工認のC申請について、
0:00:28	11月24日の審査会合に先立っての事実確認を行うものでございます。
0:00:36	本日の流れとしましては、まず審査会合資料についての確認。
0:00:42	そして申請書等の中身の事実確認を建物構築物、設備機器、モニタリングポスト、こういった順番で確認をしていくという流れにしたいと思っております。
0:00:59	それでは、まず最初に審査会合資料の確認から進めたいと思っております。
0:01:16	規制庁小澤ですけれども、審査会合資料の方は届いてないということで、ちょっとさっき事実確認のみということにしたいと思っておりますけれども、その前に今回
0:01:32	4時設工認が申請されて、そのあとに誤記等が多数あるということで、補正申請されるまで審査は待っていただいている状況になっていて、その間に確認した内容ということで品質向上、向上のための対策というものを取りまとめられ、
0:01:52	てると思うんですけれども、そちらの方の資料を今日テーブルに乗せてご説明いただくということになってたかと思っておりますけれどもそちらの方はよろしいでしょうか。
0:02:05	はい。原子燃料工業フジワラでございます。準備しておりますので
0:02:12	当社の方からまず説明させていただきます。
0:02:16	了解しました。
0:02:19	そうすると内容の方はですね、ごくごく簡単で結構ですので、説明していただくときにですね資料を
0:02:34	お映し映しての説明って可能ですか。
0:03:07	規制庁小澤ですけど時間かかるようであれば、映し出し内での説明でも結構ですけれども、
0:03:19	ちょっと準備は進めますけどそれやはりまず説明させていただきたいと思っております。時間ちょっと要する、
0:03:26	いかんせんお願いよろしいですか。それでも。
0:03:31	はい。一、二分で結構ですので簡単に説明してください。
0:03:39	原子燃料工業熊取事業所の副所長を務めております菊地といいます。我々の8月27日に申請した内容申請にいろいろな不備がございまして、
0:03:52	お手数おかけしてご迷惑をおかけして大変申し訳ありませんでした。
0:03:58	今回の

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:00	8月27日の申請の間違いでございますけど、主に資料の3ページに書いてございますように、
0:04:09	文章図表中の引用の間違い。
0:04:12	それから施設設備名称等の間違い。
0:04:16	あと説明が不足していたことが不備があったとか、あと判例等が抜けておったというような規制庁殿に審査していただくに当たりまして、審査を
0:04:31	困難にするというものが多々ございました。大変申し訳ございませんでした。
0:04:38	今回の申請に当たりましては、そういった発生原因をご提起させまして、対策工事でございます。
0:04:48	具体的な対策につきましては大きく時間の関係から、ページ17ページのほうに76ページ17ページのほうに、
0:04:56	お勧めしております。
0:04:59	ページ6ページ目の方が、従前のフローでございます。ページ17ページ目の方が、改善した方法でございます。
0:05:08	ページ6ページ目に示しておりますように、今回の当初の申請に当たりましては、1、一番真ん中の列の申請書作成部門、
0:05:19	ここが基本的には作成料を行って調整していくと。
0:05:24	さらに左側の第三次設工認の反省といたしまして、設工認確認チーム、
0:05:31	によりますReview
0:05:34	というものを行ってございましてさらに今回の当初の申請では、
0:05:40	チェックを強化する必要があるということで、一般Checkと我々称してございますが、
0:05:47	主に今回なものとか、それから〇の間違いとかそういうものを防ぐために、れる体制をチェック体制の方を強化しております。
0:05:57	しかしながら、主なものとしたしましてはこのチェック、最終的にいろいろなレビューをチェックを行ったわけですが、そういったものがきちんと反映するされているかと。
0:06:10	そういうところの確認が事業所としては不足してございました。
0:06:15	そういったところの原因分析をとらえまして、17ページのほうに、今回別個見つかりの改善を行ってございます。
0:06:26	まず具体的には、
0:06:31	3種類の3、三つの体制によりますチェックアンドレビューを行ってございますが、申請に当たりましては、私のCOM私熊取事業所長副所長の方が、ペースすべてのチェック結果がきちんと設工認申請書の反映されたかと。
0:06:49	いうことを確認を行います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:06:52	実際に行ってございます。
0:06:54	そしてこれが最終的に上申の過程で熊取事業所長の数審査が行われるわけですが、
0:07:02	その前のホールドポイントとして、ちゃんと
0:07:07	結果のレビューの結果が反映されていると。
0:07:11	ということを確認した上で、報告を行うというようなホールドポイントを
0:07:16	設けてございます。
0:07:18	またこのようにCheckのレビューを、の体制、或いは方法強化してございますので、
0:07:25	少しやはりそれぞれの役割とか、
0:07:28	見るべき視点、そういったものを整理する必要があるだろうということがございましたので、それぞれの体制によりますチェックの視点ですね、こういったところを重点的にチェックするのかと。
0:07:42	いうところを定めるとともに、実際に詳細のマニュアル等を定めまして、チェックを行ってございます。今回の10月の申請に当たりましては、こういったところの品質管理を強化した体制の上、申請書を作成して、
0:07:59	補正申請をさせていただいているというところでございます。簡単でございますが、原因と対策の説明は以上でございます。
0:08:11	規制庁小澤です。何点か確認がありますので、確認、ご質問させていただきます。
0:08:21	資料の11ページなんですけれども、
0:08:27	作成現1のところ、作成部門は専門レビューを重ねること、この専門レビューって言っているところは、
0:08:39	公認確認チームのレビューのことを言っているんですか。
0:08:46	それがちょっと、
0:08:47	1点確認です。
0:08:52	はい。熊取事業所の菊地でございます。
0:08:56	今の特性部門の専門レビューというのは、17ページに
0:09:02	絵をご覧いただきたいんですが、
0:09:05	一番真ん中の列ですね、申請書作成部門におけます新設用の作成レベルを専門レビューと言うふうに称してございます。
0:09:18	以上です。
0:09:22	規制庁小澤です。
0:09:25	承知しました。先ほどの17ページの隣にある設工認確認チームのレベルだと思にしましたので、確認しました。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:09:36	基本的な対策というのが、大きなものが二つあって、副所長からの流れでからくり一般チェック体制っていうのと、あとは設工認確認チームの申請書レビューっていう体制。
0:09:52	というところでレビューを図る。大きな流れというのは、同じような動き等があった先行しているMNFと同じような対応をなされているのかなというふうに感じながら見ております。
0:10:10	MNFのときもそうでしたけれども、ここで非常に重要になってくるのが、設工認確認チームというところの確認が非常に重きが置かれているというところに、
0:10:26	MNFもなっただけでも、結局NFIのところもそうなのかと感じています。
0:10:39	その上ですね、まず
0:10:43	再発の防止対策というか今までやられていたところの、
0:10:49	状況のですね発生原因という状況のところを正直に書いていただいているところですので、現状を書いていただいているところなので、
0:10:58	感じたものが余りにもひどい状況だったんだなっていうのが素直に感じたところなんです。というのは一番ひどいと感じたのは、
0:11:07	再発防止対策して、そのように、
0:11:10	12 ページのところですけども、
0:11:13	そこの一番下の岩片 8 っていうところが一番ひどいと思ってます。
0:11:19	要するにReviewさせて、
0:11:24	問題点が見つかったものを、
0:11:27	結果を投げて投げっ放しっていう状況だったということなんだと思うんですけども。
0:11:34	そうするとそこのところが適切に反映されたのかもわかりませんし、結果としてここ挙げられているのは、全部がきちんと反映されていたかっていうと反映されていませんでしたっていうことだったと思うんですけども。
0:11:49	今の点で、最後のページのフローを見ると、
0:11:54	設工認確認チームからのそのレビュー結果を提供したという、これまた投げっ放しのような形になってるんですけども、設工認確認チームっていうのは、投げたものに対してきちんと反映されたかっていうのをこのチームが確認をしないんですか。
0:12:15	そこのところの確認をお願いし、説明をお願いします。
0:12:23	はい。
0:12:26	原燃工の菊地でございます。
0:12:28	また設工認確認チームにより、ここにチームにおきまして、どのような

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:12:36	対応したかというのは、確認がなされます。その辺は一番左に先ほどの 17 ページの一番左、
0:12:46	ございますように、節、
0:12:48	本人確認チームのレビュー、
0:12:52	それからその結果を報告するというあたりで確認を行ってございます。
0:12:59	それからさらに今回の隅の矢印が見つらいかもしれませんが、設工認確認チームの申請理由の一番左の下の四角四角ですね。
0:13:12	そこから私の副所長の方に上がっていく黒の実線の点がございしますが、そこにおきましても、設工認チームによりますレビュー結果が反映されているかということの確認を行ってございます。したがって
0:13:30	投げ放しということではございませんで、各チェックアンドレビューの結果が反映されたということ
0:13:39	確認した上で申請を行っているところでございます。以上でございます。
0:13:46	規制庁小澤です。その点は了解しましたこの図だと、というような図に表し切れてないのか、
0:13:55	結果を受け取って、その内容を確認した上で報告するところまで、17 ページの 2 の中だと読みきれなかったの、確認しました。もう 1 点確認なんですけれども、ホールドポイント二つ設けてるんですけれども、17 ページですね。
0:14:15	設工認確認チームレビューの報告というものを
0:14:22	上げる前に、
0:14:26	所長だとかの審査が入るってところ。
0:14:32	あとですね、ホールドポイント両方ともなんですけれども、核燃料安全委員会に審議する前
0:14:39	あとですね、後に確認、ホールドポイントを設けているという。
0:14:45	いうところなんですけれども、
0:14:48	ここのところの
0:14:50	意図してるところをご説明ください。
0:14:57	はい、原子燃料工業の菊地でございます。
0:15:01	ご指摘の趣旨は理解いたしました。
0:15:05	この核燃料安全委員会で受けましても、申請書の審議が行われます。これ俯瞰した上で申請内容が妥当であるかというようなところの審議を行います。
0:15:18	こういった場でも何らかの
0:15:21	Reviewのコメントが出るということも考えられますので、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:15:26	ちょっとこの場ではすいません表し切れれておりませんが、そういったすべての審議段階のチェッカーのレベルの結果が反映されたかということを確認を行った上で、
0:15:41	熊取事業所長の審査前のホールドポイントに上げるということをしておりございます。すいませんその辺がこの図では終わらせておりませんが、最終的に複数の場でデータレビュー或いはコメントなどを
0:15:58	きちんとワークした上で、所等の審査につなげるというところのホールドポイントでございます。以上でございます。
0:16:08	規制庁小澤です。今のご説明で状況は理解しました。
0:16:17	それですね、MNFの方の状況と意見違うところは、
0:16:23	10 ページなんですけれども、
0:16:27	あるべき申請書作成の姿っていうところですね。
0:16:33	これは当たり前のことが書かれてるんですけども、この通りやられていなかった。
0:16:40	というところで、安全機能一覧表と使用表を並行してそこを作成していたっていうところで、
0:16:49	そごが出てしまっているっていうような状況、状況ですよ。
0:16:54	当然だから書くべきものが違うような状況で作業が進んでしまっているんで、
0:17:03	資料全体としてはですね、統一されたものでないというところでの記載の不備というものが多数存在してっていうところがあったと思うんですけども。
0:17:18	今回ですね、今後事実確認させていただくところでも、まだまだ同じような状況がですね。
0:17:27	見受けられません。
0:17:31	ですので、この流れで、事業者みずからにつけたところで 200 件程度って確か書かれていたと思いますけれども、
0:17:42	その程度ではなくてさらにありますよというところを十分踏まえた上でですね、この基準に従ってやればだんだん良くなってくるんだと思いますけれども、どうも
0:17:56	NFI熊取のほうの最終断面に来てんですが、来てませんで、だんだんとよくなってくるという状況では、工程の関係もあるんでしょうから、遅いのですよね、スピード感を持ってですね。
0:18:12	スピード上げてですね、改善をしていただければ必要がありますと感じておりますので、今回の実施申請の中でですね、きちんとそれを構築した上で、最終的にはもう 5 次申請が
0:18:27	多くの機器が出てくるということになると思いますので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:18:32	そのところでも同じような状況にならないようにですね。
0:18:37	対応していただければと。
0:18:40	思っています。
0:18:42	規制庁小澤からは以上ですね。で、これについてはですね、一応上の方にも説明しますけれども、事業者みずからが見つけて改善している状況ということで、
0:18:58	面談の場で確認して進めていただければというふうに、私の方は考えてございますので、まずまずはそれで進めていただければと思います。
0:19:10	規制庁側から他に。
0:19:13	はい、わかりました。今まで私の方からの発言で何か確認したいことがあれば、お願いします。
0:19:27	はい、原燃工の菊地でございます。今のご助言どうもありがとうございました。
0:19:32	まだまだ至らないところがございますが東京に
0:19:37	見直して、確実な申請を行いたいと考えてございます。コメントとか、ここに
0:19:46	記載事項はございません。ありがとうございました。
0:19:51	規制庁小澤です。ナガイの方から、その他確認ありますので、お願いします。はい、原子力規制庁ナガイです。まず資料がどこということではないんですけど、
0:20:05	今回自主的に申請書を見直して補正されたということで、今、資料の 8 ページから NO. 4 時申請の不適切な記載の発生原因と書いてある資料があります。
0:20:23	やっぱりペーパー幾つか抽出されて、これに対する対応をとられたっていうご説明で、これ自主的にやられたんであまり資料がどうこうっていうのはないんですが、結果として、90 ページを
0:20:38	見ると、
0:20:40	あるべき姿が記載されているんですが、我々もこの設工認の手続きというのは、認可基準が明確になっていて、いわゆる 1 号の認可基準のいわゆる許可されたところによることということとそれに技術基準に適合することと、
0:20:59	いうところになるんですが、その確認っていうのはこの資料の中で、誰がどういう体制でやるっていうのは、そのピンポイント全員ですけど、ちょっと今の説明の中で厳格さですね。
0:21:15	不適切な記載みたいな形でまとめられちゃってるんですけど、動きとか別にしてね、適合性確認をどういう体制でやってるかっていうところだけちょっとこの流れの中でもう一度、
0:21:30	ご説明いただけますでしょうかね役割とか、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:21:36	14 ページ辺りの体制の中でどういうふうにかこれを読み取ればいいのかっていうところですね。
0:21:54	はい。
0:21:55	別年度公表の予定でございます。
0:21:58	今のご意向はページ 9 のこういった実際の設工認のところにあたっての技術基準等の適合で、
0:22:10	正しいかと、この辺りの作り込みのというふうに理解しました。
0:22:18	まずこういったものはですね、先ほどの 17 ページの
0:22:26	等でいきますと、
0:22:28	文系その他各生保も
0:22:31	これは環境ネットで設備管理部となりますが、ここの部門におきまして、そういった各施設或いは設備等の技術基準の適合性というものを判断を
0:22:45	事業許可申請書などをもとに行うということで、
0:22:56	ページ 10 の作り込みを行ってございます。以上でございます。
0:23:03	原子力規制庁ナガイです。そのときの構造部門とかチームって書いてあるんですけど、体制図というんですか、どこの部門がどういうのやってるのかも近く申請内容によって、建物と設備でまた違う場合もあったりすると思うんですけど。
0:23:22	そういうのがちょっとこの資料では読み取れないので資料がどうこうっていうのは別にして、何か役割分担が申請書の中にも品質保証計画書があって、審査体制とか、あんのので、こういうのを参考に、
0:23:40	ちょっと我々の方でもって見ていきますけれども、特に今回の申請書第 2 加工棟とそれから核燃料の貯蔵施設、被覆施設が申請対象になってますけど、これはどこの部門が担当して、
0:23:58	今回、確認したのか、ちょっと説明お願いします。
0:24:07	はい。
0:24:09	原子燃料工業フジワラでございます。
0:24:13	基本的にはすべてその設定というのはですね、設備管理部で行っております。今おっしゃられました建物とか機器ですねそれぞれ、
0:24:25	これはですねさらに
0:24:27	設備管理部の中です、
0:24:32	それぞれ許認可対応するために、小集団を別途設けておきまして、許認可作成のために、建物チーム、あと設備機器チーム、あとユーティリティー関係です、そういったものをチーム三つに分かれてやっております。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:24:50	それとは別に、技術基準の適合とかをですね、別途確認するという意味では、環境安全部の認可チームということですね、主に安全管理グループになりますが、その中で確認申請するという体制でございます。
0:25:09	以上です。
0:25:13	原子力規制庁ナガイです。わかりました。今の申請書には品質管理の説明書があって、967 ページの0.3 の別表にいる設備の所管部署っていうのがあります。第1加工棟は設備管理部で今、
0:25:31	大体説明があったような内容で役割分担が決まっていると思ってこの設備所管部署が申請書を作成するっていうことの流れで理解してよろしい。
0:25:46	原子燃料工業フジワラでございます。
0:25:50	設備所管部署というのはですね通常運転操作を行う部門になりますので、そういう部門だけで今回新規制にあたっての設計や改造等ですね、設計につきましては、
0:26:06	依頼するという形になりまして、その依頼を受けた設備管理部の中ですね、設定値設備設計グループ、
0:26:17	ですね、そこが請負うことになります。その中にですね、それぞれの担当、先ほどお伝えしましたような建物、設備、UDという形で細分化されて対応しているということになります。
0:26:34	以上です。はい、原子力規制庁ナガイです。フロアは大体、これ認定申請書ですね、962 ページからでございますけど、この申請書の実際に旧品質保証計画書とそれからそれに基づく
0:26:51	工事プロセスの実績で、今回これのこの資料に変更が必要な内容とかがあっていうのは何かあるんでしょうか。
0:27:01	確認体制を強化するかっていうような形であるんですけど、この資料のほうに反映されているんでしょうか。
0:27:13	原子燃料工業フジワラです。ここの今、設工認の中に書いている部分につきましてはあくまでも申請書の作成のフローになります。先ほど菊地のほうからご説明さしていただきましたが、
0:27:29	その中の品質の部分になりまして別途確認するというようなことで、ここには含まれておりません。
0:27:37	以上です。
0:27:39	原子力規制庁ナガイです。とりあえず今のお答えは書いていないということはわかりました。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:27:47	規制庁小澤ですけども、1点今の説明で、今フジワラさんからご説明があったのは、申請書作成部門の構成だとか作りについてご説明あったと思うんですけども、制服購入確認チームが、
0:28:05	そういうところの関わりというか、
0:28:10	ここところが
0:28:14	連結化許可との適合であったり、技術基準の適合であったり、そういうところの観点で、この設備については動向を確認しなきゃいけない、漏れがないようとかってところの指示を
0:28:29	指示等も含めてですね、
0:28:34	しているのかなというふうに見ていたんですけどそうではなくてあくまでも出てきた申請書作成部門がつくったところのレベルのみということですか。
0:28:49	原子燃料工業フジワラでございます。まず作成にあたってはですね、やはり一義的には作成部門が責任を負うわけでございます。それを受けましてですね、先ほど菊地がご説明させていただいたようなですね、
0:29:05	一般のチェックとかですね、確認のチェックがチームありまして確認のチームというのはこれお恥ずかしいんですけど第三次設工認のときもですね、不備がございましてその中で品質安全管理室長、
0:29:20	を筆頭にですね、当会の許認可部門に関係者がですね、我々作成チームが作ったものに対して、必要な
0:29:31	検討がされているか適合の状態ですね、そういったものを確認していただくことになります。
0:29:39	以上です。
0:29:41	規制庁小澤です。そう。その部分っていうのは、並行に確認チームとはまた別の話をおっしゃられてんですよね。
0:29:53	印刷申請書作成部門の中のレビューの強化っていうお話ですか、今の話が。
0:30:06	原子燃料工業フジワラです。まず、ちょっと私の説明が不十分で、まずは我々作成側はきちっと、まずダブルチェックなりして作成します。そのできたものに対してですね。
0:30:23	確認チームがですね、内容が適切か、技術的な部分ですね、あと申請にあたって十分網羅されてるかというところを確認することになります。
0:30:39	それから確認チームのお話は、作成部門とはこの図中にもありますように、追設のところがございます。
0:30:51	規制庁小澤ですそうすると東海チームからの強化された部分っていうのは、17ページのフローでいくと、申請書作成部門の中のレビューということでよろしいんですか。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:31:07	はい、品質安全管理室長の伊藤でございます。
0:31:12	設工認確認チームの役割について私の方から補足説明いたします。まずSec
0:31:28	フォーム確認チームの役割ですけれども、これは品質安全管理室長の
0:31:34	設工認申請書の文書審査の活動の
0:31:53	一つとして、取り込んでおります。従いまして、品質安全管理室長が事業所と は独立した立場に立ってですね、熊取事業所の申請書の作成プロセス全般、 それから申請書の内容全体に関して、
0:32:09	俯瞰的立場から審査を行うという役割を持って取り組んでいます。その際に、 一律安全管理室長 1 名で活動を行うということではなく、
0:32:28	日平均安全管理室長の審査をより有効実効的にするために、例えば東海事 業所の環境安全部長ですとか、審査安全管理室の技術的な
0:32:48	知見を持った専門家、これをチームとして審査に参加させて、熊取事業所の方 で作成した申請書の内容をReviewチェックするという役割でございます。従い まして、申請書の作成チームが専門
0:33:01	専門チェックとして確認を終えた状態の申請書に対して、申請書確認チームを レビューを行うという方式をとってございます。
0:33:05	説明としては以上です。
0:33:18	規制庁がですね、チェック体制については理解しましたので、これで終わりたい と思います。ありがとうございます。
0:33:36	はい、原子力規制庁ナガイです。とりあえずこの資料はそこまでいきますけれ ども、この後ですね、個別に 4 時設工認の第 1 回補正について確認してい くんですけど、最初にこのレベルの結果を受けて、
0:33:51	これまでの今の原因と対策を踏まえて、どんな観点で補正をしていたのかって いうところ、大きな項目で結構ですけど、建物とか設備機器、
0:34:10	モニタリングポストと、それに付随するものかと。
0:34:24	それとどんな観点で補正したかだけ簡単にご説明いただけますでしょうか。そ のあとですね、個別事項について確認していきたいと思います。
0:34:42	原子燃料工業のフジワラでございます。まずですね今回本申請が 8 月の末に 申請しておりまして、この後形なんです。
0:34:45	主に不備というのが建物にございまして、この建物のところにつきましては先 ほどお話も出ました安全機能の一覧の表で、それとですね、一部評価が
0:34:51	不十分だった部分ですね。
	竜巻防護防護策、こちらの評価が、
	特筆したので、追加したこういうところがございます。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:34:55	設備機器に当たりましてはですね、大きな不備はなかったんですが、動き等をですね、見直している形になります。
0:35:08	別で技術基準の適合とか、
0:35:13	あと工事の方法、こういったところがですね、記載が不十分。
0:35:19	ていうものもあって、合わせて見直した部分もございます。
0:35:25	以上でございます。
0:35:27	はい、原子力規制庁のナガイです。今のご説明のあったパックがキーの対応策の方策についても、皆さんのぜひ期待したっていうのが、補正の内容のところにも書いてありますので我々も確認して、
0:35:45	変えたんだなっていうのは理解できましたので、変えるにあたってですね、これから
0:35:51	事実確認をしていきますけれども、会議にあたって並行補正するにあたってですね、皆さんの理解していただきたいというか、考え方はですね、まだやっぱりここがどうも手続き上、
0:36:07	ですね、それこそ適切な言い方あれなんですけど、許可を踏まえた申請になっていない部分が見受けられますので、ちょっとその辺を、
0:36:20	幾つか確認していきたいと思っておりますので、申請書お手元あったら出していただきたいんですけども、まず共通の部分として、
0:36:31	1 ページ目に道路補正の理由が書いてあって今、
0:36:37	それではさんからご説明があった通り、防護服とか防護柵が追加規定と明記しましたという形ということで、
0:36:46	書いてありますので、その上で内容を行っていたときに、具体的な申請が3 ページ目の、今回の申請の施設があっているんですけども、ここには
0:37:01	第1加工棟で書いてあるんですけど、許可でこの方策というのは、緊急設備として許可を操作加工施設の緊急設備として許可されているものなんですけど、
0:37:17	記載しないとしていないんですけど、これは何かとして記載していないんでしょうか。
0:37:28	原子燃料工業フジワラでございます。
0:37:32	今回、第2加工棟のですね防壁壁と防護柵については別で、建物と一体となっておりますので、評価上重くすればそちらのほうがわかりやすい建物として
0:37:50	今回表していただいたそしていただきました。ただいまご指摘の点ですと、許可との整合ということになりますと、許可では緊急設備ということで示しておりますので、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:38:05	ご指摘の通り、その他の方にも加えましてですね、今までの申請でいってまずと、建物の附属設備ですね、そういった形で評価の方はですね、こちら建物と合わせた上で新設いたします。
0:38:25	それでは、その他の方で分類させていただきたいと思います。
0:38:30	以上です。
0:38:31	はい、原子力規制庁のナガイです。本日のヒアリングは審査会合前で、皆さんの申請書がどういうふうになっているのかという確認する。
0:38:43	この場で何かこういうふうには補正しろというのは、直接的にはお伝えしませんが、そういう事例がですね、今の統合的防護柵以外にもいくつか見受けられましたので、
0:39:01	皆さんの方でよくチェックが必要かなというふうには思っていますので、特にここで大事なものは、許可の整理を、
0:39:11	踏まえて申請書を作成するっていうところですね、こういう観点が多分抜け落ちてるんじゃないかなと思っていますんで、そういうのが、先ほどのF管理の改善の中で、
0:39:26	まず抽出されてればよかったんですが記載がないっていうのは皆さんお気づきになってたということで、補正が出ているので、そんな時にですけれども、申請書の作成の仕方がね、ちょっと
0:39:43	明確にすべき点が明確になっていないかなというのがありますので、ますので、確認しました。
0:39:54	ほかの点もあるか、
0:39:57	防護壁以外にもですね、いくつか見られましたので、代表で確認します。
0:40:03	仕様書、ごめんなさい申請書に戻りますけど、3ページには、その他の(1)のところにも、
0:40:13	記載がありませんし、ここでまず申請するその設備偽名を必ずきちんと特定した上で、
0:40:25	各仕様表に許可等の対応も明確にすると、それから、
0:40:34	Zの説明書とかですね管理番号振った書類であるとかいろんなところに展開されるはずですので、そこんところは、今日時間もないので、もうこれ一遍で、
0:40:49	お伝えしますけれども、たくさんあります。
0:40:53	本日の確認はそういうことをたくさんありましたけど、
0:41:03	で、この点について、RAW今ですね、我々もずっと全部申請書を確認して、唯一記載があったのが708、管理番号の強化許可との対応の書いている。
0:41:20	表の
0:41:23	737ページ。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:41:28	戸建てですね。
0:41:29	○. 二番で各第 2 加工棟が、この備考欄に一体化したという説明がいうとこだけあるんですけど、これらもって管理した上で、具体的な設計内容は、
0:41:47	今現状がレビューされてるってことであれば、その例でいいのかもしれませんがけど管理については、そういうような、
0:41:57	関係箇所がたくさんありますので、
0:42:06	何か他に、ここ以外に、そういう一体化したっていうようなのがわかるような、その許可との対応で解決とかあれば説明していただけますでしょうか。
0:42:22	原子燃料工業のオカダです。今のご指摘の点につきまして、第 2 加工棟に緊急設備を防護予備等の緊急設備を含めていることについては、許可後の対応ということで、
0:42:38	先ほども
0:42:42	申し訳ありません。737 ページの第 2 加工棟の一方欄に括弧をとともに、797 ページと 798 ページに、
0:43:00	この第 2 加工棟に埋めていくと微圧等ということで、もう低い。
0:43:21	OFと、
0:43:25	あと
0:43:29	設置の内部溢水のための堰、
0:43:34	そう。
0:43:44	について
0:43:46	同じく備考欄のほうに、
0:43:49	あと、
0:43:53	あと防閉止板、またコンクリートについては、第 2 加工棟のaに番号の中に入れて管理しますと、いう旨
0:44:07	記載しております。Fはさらにですね、第二期ポートの仕様表の
0:44:14	ページ、18、
0:44:23	上の建物構築物また設備名称不明の欄に外に加工棟ということで、心の注射今年 15 番として、
0:44:35	具体的に 29、
0:44:41	30 ページにその注釈のこと書いてるんですけども、
0:44:46	15 番に、第 2 加工棟の建物本体には自動許可で、
0:44:51	細片化工等に設けるとしている緊急設備、先ほどの防護壁あたご臭く孔壁後を日ばあったは、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:45:02	コンクリートと堰扉北部というにして基本づけるようにはしてありましたけれども、本文の3ページですね、そこはもう第2加工棟だけのことで、その辺りはちょっと残しているかと。
0:45:17	要請堀。
0:45:21	です。
0:45:22	一応
0:45:25	整理はした上で申請は考えていたということです。以上です。
0:45:32	はい、原子力規制庁のナガイです。わかりました。皆さんはそういう考え方だっというの理解しましたので、
0:45:45	この場でお伝えするののかも当然皆さんわかってると思うし、この790、
0:45:54	表のタイトルは7万700ですね。
0:46:00	737ページからの添1の表には、ロッカーにおける説明書と設置工事の説明書の対象とするから、加工施設の設公園への退避状況ってことで、いわゆる
0:46:15	許可でされた安全機能を有する施設が、最終的に分割申請した後に漏れなく申請されているかっていうところを管理してるようなんで、こちらの方はそういうふうにエントリーした上で、
0:46:30	番号としては、建物と同じが劣って皆さんが取って1000飛び飛びにかんで管理してるっていうのはわかりました。あとは申請書の仕様表だとか申請書の本文の最初の1ページとか3ページ。
0:46:46	辺りできちんと申請範囲に含めてるっていうことがわかるようになれば、
0:46:54	した上で、何か全体を通してですね、わかりましていただければと。
0:47:00	唯一良く言えばですね、二番で建物本体に全部打ち込んで出張大きい方統合させてしまうと、その許可等の評価ってなるんで、管理盤も交番も取るとか、そういう方法もあるかもしれません。でも、
0:47:18	取る必要はないと思いますけれども、いわゆるわかるような記載がないと思いますみたいな、不明な点として残ってしまうので、何よりも最後の申請の時には、すべての
0:47:32	申請まずは浜堤されていることで申請された設備については、求められる安全機能がすべて網羅されていること、この二つが必要になっていますので、そういう説明を最後どういうふうに皆さんが
0:47:50	するかというのも、最終のイメージしながらですね、作り込んでいただければと。
0:47:56	要は事実確認としては皆さんの考え方よく
0:48:08	原子燃料工業の風と説明しないとわからないような構成っていうのも問題があると思いますので、許可。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:48:19	の記載を、
0:48:22	見てすぐ鉄鋼に対応とれてるもの的にやるということがわかりやすいようにちょっと改善いたします。
0:48:33	はい、原子力規制庁のナガイです。まず今申請説明については確認しましたが、今度は第2加工棟に求められる安全機能ということで、とりあえずまず1点だけです。
0:48:49	これも考え方も含めて確認したいと思いますので、7ページのふうん。
0:49:15	規制庁タナベです。少々お待ちください。
0:49:58	はい、原子力規制庁のナガイです。すいませんでした。今度は大観点としてちょっと1例で具体的な中身で確認したいんですけど、第2加工棟の仕様表がありますのでその23申請書というと23ページ。
0:50:18	なりますけれども、
0:50:21	22から23ページに閉じ込めの機能というのが、
0:50:29	記載されていますので、この中で、今回ですね、いわゆる建物は第一種管理区域の負圧を維持するというので、設計しなければならんですけど、
0:50:46	そのことがですね、記載されていないんですけど、それはどういう、
0:50:52	なぜ記載していないのかっていうところを説明していただけますでしょうか。
0:51:05	少々お待ちください。
0:51:36	原子燃料工業の岡田です。
0:51:40	閉じ込め機能としては
0:51:45	このWhat1については気体廃棄設備の設備側のほうで
0:51:53	溶鋼後に日、
0:51:55	期待するということで考えていましたので、その設備側の方で間をAであり、ここの方にはちょっと採用はしていないという整理をしておりました。
0:52:07	はい、原子力規制庁のナガイ水で、そうするとこの建物の負圧にするという設計マターでも一種管理区域ですね、今この気体廃棄系の方で負圧するっていうのは当然その設備の
0:52:25	建物と設備の取り合いがあるわけですけども、
0:52:29	そこは別の設定で負圧にするという説明であるとか、もしくは次回以降申請予定であるというのは、何か申請書の中に見えるような記載になってるんでしょうか。
0:52:56	すいません、ちょっと確認させて下さい。
0:53:55	はい、原子力規制庁ナガイです。
0:53:58	ちょっと時間も限られているので、我々が確認した内容をお伝えします。よろしいですか。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:54:10	原子燃料工業オカダです。はい。お願いいたします。今我々はそういう疑問を持ったのは、人申請書のQ885 ページを見ていただきたいんですけど。
0:54:23	まず、技術基準の適合性というところで確認をしていくと、この青の 885 ページ閉じ込めの機能は、技術基準の第 10 条で、1、第 6 号のところですね。
0:54:40	プルトニウムを取り扱う室は、これはちょっとないんですけど、あと及び核燃料物質等による汚染の発生の恐れがあるし、
0:54:51	は、その内部を負圧状態に維持しうるものであることという要求事項に対して、皆さんはその下の表で第 6 号で、一種管理区域の室に対して適用すると。
0:55:07	書いているんですが、本申請の対象には計上した排気設備はないため、該当しないって書いてあってるんですね。そうすると、この室をどういう負圧に維持するかっていう設計は、
0:55:21	絵図どうぞ申請上で、
0:55:23	これを適合説明をしようとしているのかという質問に置き換えて答えていただいても結構ですけれども。
0:55:49	原子燃料工業の全数液体廃棄設備につきましては、先ほどの添付書類機器の表 2 におきまして、第 5 次設工認で申請する予定であるとその設備側で確認する事項ですということに整備をしております、
0:56:12	そのため、先ほどの 885 ページのような
0:56:16	表現にしております。
0:56:21	はい。原子力規制庁ナガイです。そうすると、その気体廃棄設備のときには、今回の第 2 加工棟 4 階建てで、第一種管理区域も各フロアで確認されました存在してるんですけど。
0:56:36	それを一つずつ、この辺はこうする、この辺はこうするという、いわゆる縦ももう
0:56:43	負圧についても、気体廃棄系の方で、何か今回の申請書との取り合いをどこに持ってくるかなんですが、次回以降のほうで記載するっていう。
0:56:56	うことを考えているんでしょうか。
0:57:07	原子燃料工業のオカダです。現時点で整理としましょう。建物の終了にはそういう負圧維持のことに関しては、気体廃棄設備の設備側のほうで見るとということ考えておりましたので、
0:57:24	建物のほうの資料にはこれないという。
0:57:28	整理はしております。
0:57:32	はい、原子力規制庁ナガイです。これは
0:57:38	何かね。
0:57:39	建物に求められる機能とした配置設備に求められるっていうのと同時に、その気体廃棄設備で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:57:51	他の設備の機能維持する、例えばこれ、フードボックスの負圧なんかも局局背景で最終的に引いていくことになるんですけども、この辺の考え方でですね、
0:58:04	必ずしもどっちじゃなきゃいけないっていうのはないと思うんですけども、少なくともこれは六甲は普通の内部に負圧状態に維持するものであることということなので、まだ建物の皮でもう
0:58:20	何か明確にした上でですね、仮に他の設備で、その質を明記してきちんと書くんであるにしても、次回以降申請予定の
0:58:34	申請書のですね、
0:58:36	ページでいうと、
0:58:42	41 ページからですね。
0:58:45	第 2 加工棟の仕様で次回以降申請により適合性を確認する範囲の中に閉じ込めについては記載されていないんですよ。なので、もう
0:58:57	皆さんのこの申請書を見ている限りでは、もうこれでおしまいで負圧の使用は、
0:59:04	次回以降も申請しないっていうふうに読めるわけです。なぜ今日は事実確認してるんですけど、そのところはよく考えていただく必要があるのではないかと考えてますので、
0:59:20	この点についてはですね、前回の第三次設工認の背後の方で、
0:59:28	その三次設工認で認可を受けようとする仕様、
0:59:33	以外のももたくさん仕様表に書いてあってですね、一体何を申請しているんですかっていう確認のための面談を 2 回か 3 回実施しているんですけども、その辺との関係で何か今回 1 として、
0:59:50	対応を補正で対応したのがあれば説明していただけますでしょうか。
1:00:00	原子燃料工業のオカダです。負圧維持の箇所に関しましては、
1:00:10	建物パワー
1:00:13	ではなくて、気体廃棄設備側で担保できる設計で考えていくようにして、
1:00:22	いました。
1:00:23	それで、その 41 の次回以降の申請に
1:00:33	先生で確認をする範囲。
1:00:37	ではこれ第 2 加工棟の建物、
1:00:41	どこ設備として、
1:00:45	残っているものを、
1:00:48	挙げておまして、気体廃棄設備については独立した仕様表で、廃棄施設の方で登場いたしますので、こちらの他の建物の直接の附属設備ではないという整理で、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:01:04	この 41 には登場していないという整理で考えておりました。
1:01:10	確かに 885 ページのこの技術基準の
1:01:15	記載通り等求められてるのは必要でありますんで、
1:01:20	それに対して、どういった設計で設備側に戻せるとしても、
1:01:27	何らかの言及が室の方へ、つまり建物側の方にも
1:01:34	表現しておくのと、とりあえずは明確になると。
1:01:40	考えます。以上です。
1:01:43	原子力規制庁ナガイです。わかりました。今大事な点が 2 点あってですね、まず最初に 41 ページの別表班の 2-1-10 ですね、これは次回以降申請により、
1:01:58	適合性を確認する範囲は、この附属設備であるとか他の設備についてのみ書いてあるということなんですけど、第 2 加工棟そのものに求められる安全機能で、次回以降今みたいに、
1:02:14	その負圧閉じ込め以外にもですねまだ記載が足りてないというのを意図している生かして、まだ今回認可を受けようとしないので、次回以降に建物として、次回から認可を受けようとしている。
1:02:30	概要に記載していない安全機能っていうのはほかにもあるんですか。
1:02:37	原子燃料工業残らず、
1:02:43	その点に関しましても今回のこのレビューでよく確認してですね、建物側で次回以降の申請に罪の工数のがあって、今回の建物の
1:02:58	設計として、
1:03:01	関税なのでそれは申請してできないので、その点は、
1:03:08	その次の、建物側の設計として積み残しが無いような整理をして、今のページ 41 のように、建物側の積み残しが無いような整理で、
1:03:22	見直しております。以上です。
1:03:26	はい、原子力規制庁ナガイです。それと一応皆さんとしては見たという、そういう考え方で整理しているということなんですけど、実は同じような事例が、例えば換気施設換気
1:03:42	これはどちらに、やはり来背景との関連もあると思うんですけど、建物側の
1:03:50	容積によって換気量とか規定しているんですけど、そういう点も同じような形で今回の建物側では特に記載がないので、いわゆる設計の取り合いが安全機能として求められる。
1:04:05	やはり設計資料の取り合いをどちらにどういうふうに記載するかっていうのは全体を通してですね、確認をしていただく必要があると思いますので、
1:04:21	申請漏れが、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:04:23	ないように、
1:04:24	きちんと管理していただきたいというところですね。実はそのための資料が、通称星取表と呼んでますけれども、今度は各申請書ごとですね、安全機能の求められる安全機能に対して、
1:04:43	どこで適合確認を受ければという、
1:04:47	資料が
1:04:51	添付の 827 ページ目。
1:04:57	からですね。
1:05:01	は具体的に 828 年の転院評議の一因で、今の技術基準、これ第 2 加工棟の例ですけれども、技術基準を横軸 2 でそれぞれ皆さんが設計番号を振って、
1:05:20	そしてそれぞれの設備機器に求められる安全機能でんところに、今回受けるのであれば、工事があれば黒丸なし、設計変更があれば、二重丸だし、設計変更なければいいと。
1:05:35	なければ 2 重丸、設計基準が設計変更なければ 1 重丸でこうしているんですが、ここが第 2 加工棟の建物の負圧閉じ込めのところも、
1:05:51	どういう形に最後ですね、全体として整理されるかのよく考えていただいて、漏れのないようにということで、
1:06:07	でいただく必要があると思います。関係についても同じだし。それ以外にも幾つかの不明な点があるんで、このあと時間がある限りで確認したいと思います。考え方として、申請、安全機能を求められる安全機能に、
1:06:25	申請漏れのないような申請になっているかっていうのを皆さんにさっきのレビューなりなんなりの中で、許可に対してちゃんと申請されているか、そういう技術基準の要求事項に対して、
1:06:40	どの設備でどういう設計仕様決定漏れなく申請しようとしているのかっていうのを、最終の形をイメージして、
1:06:49	作り込まれているかっていう観点で、今後の面談でまた説明いただく必要があると思いますけれども、今、今日は事実確認として、皆さんの考え方を伺い、
1:07:04	やっていくことで、代表例としてはそういうことで、
1:07:10	確認をしてもらいました。
1:07:14	1 点目として、
1:07:18	のはどういう等で、
1:07:22	一体、
1:07:31	もう一つってたんですけど、それちょっとまた別の機会に確認したいと思いますけど、今の
1:07:40	きっかけができました。皆さんの考え方としては、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:08:19	原子燃料工業のオカダです。
1:08:23	それでいたしました。
1:08:44	原子力規制庁のタケダでございます。
1:08:49	品証に関する事で、ちょっとマイク使っておって、それをすることをですね、1点ちょっとお伝えしたいんですけれども。
1:08:59	例えばですね、内部溢水ですとか、あと遮へい、
1:09:04	これに関しては、
1:09:08	計算値で評価を行う項目であるかと思うんですけれども、今回、
1:09:13	申請の中では、基本
1:09:16	これらの項目に関しての基本方針書が添付されていないんですけれども、
1:09:23	これはページは必要じゃないのでしょうか。
1:09:27	ここから変更がないのかどうかとか、そういった記載もどこかに記載があるのか、どこへのご説明いただけるのでしょうか。
1:09:40	原子燃料工業のフジワラでございます。まず遮へいにつきましてはですね局から内変更があったということで、第三次総務の方でご説明さしていただいておりますので、
1:09:55	今回申請の範囲におきましてはですね、そういったところが
1:10:01	第3条のところでご説明さしていただいておりますので、そこから変更がなかったもので、特に期待をしておりますでした。
1:10:09	あと内部溢水につきましてもですね事業許可のほうでですね、評価しております、例えば建物とか設備といったような事業許可ではですね詳細設計までできていなかった。
1:10:24	今回詳細設計の基本方針ということで別途記載しておりますが、事業許可から変わらなかったということで、特に記載はしてございませんでした。以上です。
1:10:47	原子力規制庁ナガイです。内部溢水については、
1:10:54	許可から変わってないという結論はわかったんですけれども、これも設計の取り合いといいますかね、各
1:11:06	まず申請書の図面を見ていると、火災で火災ラインの
1:11:16	書いた図がですね。
1:11:19	すいません、ちょっと整理しますんで、非常時間ください。
1:11:28	資料確認してる間、遮へいのほうなんですけれども、遮へいのほうも、あれですね許可と対比すると、今回申請がある第2加工棟においても、
1:11:46	遮へい平均に関する厚みとかがですね許可から変更になってるのがありますので、それについても含めてその三次設工認に入れて等も反映済みというところで、というところなんですフジワラさんの説明は、

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:12:08	原子燃料工業フジワラです。第 2 加工棟におきましては一部壁を追加したというのが 1 階の部分ございましたけど、ここにつきましても、単純で、
1:12:24	説明ということで今回パツていただいております。
1:12:29	以上です。
1:12:32	というかしましたそうするとだから評価としては、参事で説明済みと 1 回だけじゃなくて、何か 3 回とかでも確か後に変更されてるところあったと思うんですけども、きちんとそれらをすべて含めて、三次で評価をしているっていうことで本当に漏れがないかっていうところ。
1:12:52	これは今一度ご確認ください。方針はわかりましたので、
1:12:57	考え方のですね、
1:13:00	原子燃料工業フジワラです。再度確認していただきます。はい。
1:13:08	原子力規制庁ナガイですという数字に入る前に今の遮へいの件なんですけど、局からの変更点は説明前回 3 で説明しているというご説明で、その時は第 1 加工棟の具体的な
1:13:24	遮へいを期待する壁のオカダとかで確認したんですが、第 3 次設工認時には第 2 加工棟の図面等も出てきておりませんでしたので、敷地境界の全体の線量の評価という観点で見ましたけれども、
1:13:40	そうすると何とも
1:13:43	既認可からの遮へい機能に期待する壁。
1:13:50	そして既認可からの変更の工事はあるということでよろしいですか。
1:14:00	原子燃料工業フジワラでございます。まず 3G-1 になるんですけど、三次の方でもですね、第 1 加工棟が許可からの変更。
1:14:16	見込んでいます。すいません、加工施設以外を見込んでそれを除いたというような評価でご説明いただいておりますが、このほかモデルで変更点については、
1:14:32	同じ資料でできて、購入できます 801 ページにですねどっちとともになりましたので、ここでご説明しております。今回、そこで書いておりました壁を一つ閉止するのはですねもともと事業許可で織り込んでおまして、今回も、
1:14:51	第 2 加工棟の方の内容に含めております。
1:14:56	以上です。はい。原子力規制庁ナガイです。了解しました。
1:15:01	そんな内容についてはまたこれから確認する目指せなればね、審査会合後の面談でもまた確認したいと思います。
1:15:09	それからの溢水について確認なんですけれども、観点は今の遮へいと同じなんですけど、溢水についてはですね、申請書の 159 ページから
1:15:24	溢水の防護区画の図が、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:15:32	ありますけれども、59、159 ページが 1 階で、それからずっとページをもとに中二階二階三階とありますので、まずここで、
1:15:47	この防護許可からの変更をちょっと申し上げた先ほどらい確認していると思いますけど、ちょっと順を追って確認しますけどまず許可からの変更点は、ここでは、
1:16:01	ありますかっていう質問からいきます。
1:16:06	ありますけれども、はい。
1:16:11	原子燃料工業フジワラです。不確定等、そういった変更は
1:16:17	ございません。
1:16:21	ナガイ。
1:16:23	原子力規制庁ナガイです。
1:16:25	そうすると、
1:16:27	それからですね、被水の
1:16:32	今度この設計をする上で、そうすると各部屋の〇に設置されている液体を扱う機器であるとか、もしくはユーティリティーの五つ以上さつき水源溢水量も、
1:16:48	変更ないということよろしいですか。
1:16:54	原子燃料工業のフジワラです。溢水量につきましては、
1:17:03	溢水量につきましてはですね設備設計の中で内包する水がエルボ部分というのは、若干ですけど、ございます。
1:17:16	ただ増える分にはない、ございません。
1:17:21	原子力規制庁ナガイです。あとは水源としてももう今までその許可の段階で県評価された水源から変わらないということよろしいですか。
1:17:36	原子燃料工業フジワラです。
1:17:39	許可で評価したところでございます。はい。
1:17:43	変更ございません。
1:17:45	原子力規制庁ナガイです。わかりました。それカラー
1:17:51	で、今この図は変わらないってことなんですが、1 例として、159 ページの図は 2-1-1 の 46 と 1 階平面図。
1:18:02	の溢水のところで確認しますけど、ここには溢水の防護区画の番号が許可では書いてあったんですけど、ここは記載していないんですけど、何か溢水の管理をする上で、
1:18:20	皆さんどこでどういうふうな
1:18:23	証拠っていうか、管理をされるんでしょうか。
1:18:30	原子燃料工業フジワラです。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:18:35	今ご指摘の点ですね実際許可で書いている番号で管理することになりますので、今ご指摘の点でございますが、図中にですね、
1:18:49	明記すべきでした。
1:18:53	申し訳ございません。
1:18:57	原子力規制庁ナガイです。それから、さらに具体的に確認はいりますけど、1水源が一等溢水量が確認されたが、今度溢水の高さなんですけれども、そのときには面積、これ許可のほうの今、
1:19:13	書類を見てますけれども、許可と専門の
1:19:23	いや、これは186ページぐらいからずっと図も含めて記載がありますので、ここで床面積が影響してくると思うんですが、ここの算定方法とか、
1:19:40	床面積の
1:19:43	広さ、
1:19:45	については変更がないんですか、もしくは機器が追加設置されて変更してるとかっていうのはあるんですか。
1:19:56	原子燃料工業のフジワラでございます。
1:20:00	ですね。
1:20:04	面積が変わったというところではございませんが、一つご説明させていただきますと、権限の例えば162ページですね。
1:20:18	ここのピンクのところで見いただきますと、溢水防護区画というところが評価で使った区画が赤で赤線で区画しております。ただ実際、この部屋自体はですね、水の行き来というのはこのピンクの領域になってきます。
1:20:38	建物のちょうど真ん中にですね、赤い線から外れてるんですが、ピンクのエリアというのがございます。
1:20:46	と申しますのは、事業許可の評価の中ではですね、最も厳しく評価するということでございましたので、この枠から外れてピンクの部分というのはですね、1水源がないと。
1:21:01	ここに水が行かないと評価した方がですね厳しくなるということで、評価上の面積はこの赤字の額の中でやっておりますが、実際この水は、こちらに行く可能性があると。今回この溢水を閉じ込めるのはあくまでもこのピンクの領域でございますということでこういう
1:21:21	示し方をしております。だから評価ではですね、なるべく小さくした方がですね、まずこの部屋には行かないぞいかなしいとした場合の方が評価上いついつ高さが高くなりますので、評価上そういう厳しくするというのでやっております。以上です。
1:21:42	原子力規制庁ナガイです。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:21:50	はい、原子力規制庁ナガイです。そうするとね、160 規制庁の 162 ページの 3 階平面図でやっぱり溢水の防護区画にも許可からの変更があるんですけど。
1:22:06	我々の方も見てるんですが、いわゆる許可からの変更点については、変更内容のところに記載しています。
1:22:16	説明書類がありまして、
1:22:23	ちょっと申請ページする出てこないんですけど、そこも確認したんですが、記載の見当たらないんですね、なので、何をしたかっていうと、この図を一生懸命許可と比較しながら、私の方でも確認しましたですね。
1:22:40	そういう今ご説明あったような説明は、添付の説明書のほうで、
1:22:47	きちんと書いていただいて説明していただいて、仮に今日からの変更点があるんであれば、変更はあるということ、
1:22:56	明記していただかないと、我々の方の審査でも、一つ一つこの図面の違いをですね、200 タケダなくなってももちろん見てはいるんですけども、皆さんがいいとして、その変更しているのを、
1:23:12	間違い探しをするような審査になってしまうんで、そういう審査じゃなくてもっと本質的な審査をするためにですね、添付の説明書とか書いてあるかなと思うと、書いてなくて今 1 個ずつ確認をしています。
1:23:28	出るんですが、ですから、申請書の作り方として評価から皆さんが意図的に変更したものについては、添付の説明書なり特に保守的に再評価をしているとか、そういうのがあれば、まずは説明が、
1:23:46	あるかと思っていたんですけども、とりあえずその今説明あったのが申請書に記載がないということよろしいですね。
1:23:56	原子燃料工業のフジワラです。今の考え方につきまして、少し
1:24:04	そうですね、技術基準の適合のところのところにべきでしたので発表にいたします。ただ、評価からの変更点と申しますとあくまでも評価溢水高さは評価評価でした。厳しい目の
1:24:21	内容でやっておりまして、守るべき境界と評価とは別でございますので、許可からの変更点というふうには思って考えておりません。以上です。
1:24:33	はい、原子力規制庁ナガイです。それから今ちょっと守るべき区域テーマ、この 160 日の 162 ページの 3 階全面の火災区域の
1:24:48	境界農業区画の火災区域になってます。溢水防護区画の境界は、許可から変更していないということなんですか。環境変更しているという。
1:25:02	御説明だったんで。
1:25:04	確認をもう一度確認いただきたい。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:25:07	変更があるんです。はい。現状のフジワラです。溢水防護区画はあくまでも評価のための区画というふうに考えております。
1:25:19	で、それとは別にハード対策等を行うのは、この溢水の閉じ込めする区域ということで、別途、ハード的にはこちらで閉じ込めるというふうなすみ分けにします。
1:25:35	はい、原子力規制庁ナガイです。そうすると100申請書の162ページの階段が真ん中に階段が、赤い線と青い線があるんですけど、
1:25:48	これは、
1:25:49	ハードとして実際に水があった場合に、統合する各会計ですかという評価は、これとは別な絵をかくて評価しているということなんでしょうか。
1:26:06	原子燃料工業のフジワラでございます。品種ハード的にはですね、まずこの赤い枠についてはここから水を流しませんと、以降ですね、
1:26:22	この紫の部分というのはですね、溢水許可でも溢水経路という扱い。
1:26:28	をしておりますので、ここで発生したけど、すべて1階に流れた上で1回で厳しく評価するというので、開口部という位置付けをしております。
1:26:40	以上です。
1:26:43	はい、原子力規制庁ナガイそれからまず、今回認可を受けようとする溢水防護区画がまず明確になっていることで、その区画で、
1:26:54	評価をしていると理解しているんですけど、それがまた違うのであれば、やっぱり添付の説明書で許可からと、
1:27:04	の評価とその今回の申請のものが違うのであればですね、今店舗の説明書がついていないので我々許可の評価と見比べながら、審査しているんですけど、例えばそういう旨の説明も合わせて基本方針っていうか、
1:27:24	適合の説明の中で、こういうそういう説明をしていただかないと、この認可を受けようとする溢水防護区画が本当にいいのかどうかという審査ができないので、
1:27:39	そこは
1:27:43	この説明書のほうの、
1:27:45	説明の仕方も工夫が要るんじゃないかと思うんですけど。
1:27:54	いかがでしょうか。
1:27:56	岩倉でございます。添付2の考え方をもう少し詳しく記載させていただきたいと思います。以上です。
1:28:13	はい。
1:28:16	原子力規制庁ナガイ図で、最後に水位についてもう1点で、この評価の結果、溢水高さとその溢水の防護の仕方が変わってくると思うんですけど、各区画の

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:28:32	溢水の高さっていうのは、申請書の中でどっか記載があるんでしょうか。
1:28:40	建物として、
1:28:43	設計設定水位高さで言えばいいのか。
1:28:47	どっかで記載してますか。
1:28:54	原子燃料工業フジワラで設計高さと市末町の許可でお約束したものを書いてありますが、
1:29:03	それぞれのページについてはね。
1:29:13	実際
1:29:18	1回、
1:29:20	すみません、例えば設備、
1:29:22	この溢水が影響する対象というのは各設備、ウランを閉じ込める等の設備でございまして、設備の使用方法では、それぞれ
1:29:34	没水沿いにまして、幾つまでウランを取り扱うというような期待をしております。
1:29:43	はい、原子力規制庁のナガイです。まさに次に、その確認をしようと思ったんですが、設備設計側の方で、没水高さを書くにあたっては、設定としてまず、
1:29:58	建物側の溢水防護区画があって、その評価から求められる溢水高さがあって、その上で、設備の設計のインプットになるんじゃないんですか。だから、設備のほうに記載があっても、
1:30:14	この溢水区画で採れがどこの溢水防護区画なのかっていうのが明確に建物側で明確にしておかなくていいんでしょうか。
1:30:28	原子燃料工業
1:30:32	Aともうほぼにつきましては、他からの変更がないということで別で、そのまま許可値を使っておりましたので、建物の方ではありません。
1:30:45	以上です。はい。書いてないということがわかりましたので、
1:30:51	今後確認していくことになっておりますけれども、とりあえず、
1:30:55	探した限りではなかったもので、最後に正規ですけれども、正規のタカタがみずからそうすると、
1:31:04	これでいいんだっていうんだっていうのが変なんですけど、さっきの高さが溢水量に応じて、この申請が出てるのが本当にいいのかっていうのも説明が説明としてはあるのかもしれませんが、具体的な
1:31:22	数値として、
1:31:25	審査をする上で確認しようと思ってもできない状態になってたので、今確認しましたけれども、まずそういう実質もう一つ全体を被水について整理しますと、まず、溢水源溢水量、まず溢水防護区画が、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:31:42	明確になっているかですね、そこんところで水源と溢水量が明確になっているか、それから溢水の高さを求めるための面積であるとか、機能廃棄状況も踏まえて、
1:31:58	言っていた方をまず明確にした上で、
1:32:04	堰の高さであるとか、機器側の没水の設計をする際の多かったもつと言うと、電気設備の火災の防止の観点もありますので、それはこの区画によって高さも設計高さも違うので、
1:32:22	もうすべてのインプットがここで入ってくるということで、審査しようとしたんですけど、そこで審査がちょっと困ってしまっているという状況で確認しましたということ、
1:32:38	これについては以上です。
1:32:42	原子燃料工業藤原です。水位防護水用水等につきまして許可のほうに記載しておりましたので、ちょっと今回設工認のほうには記載しておりませんでしたので、その辺は、
1:32:59	ちょっと不十分な点がございまして、見直したいと思います。
1:33:05	はい、言動が出て、
1:33:07	はい。わかりました。そういう説明を書いていたいただかないと。
1:33:16	わからないということですね。それからこの溢水高さについては、
1:33:22	設備側とかの設定との取り合いがある建物っていうのはさっきの閉じ込めのことなんですけど、取り合いがたくさんあるんです。
1:33:35	最終的に認可の申請がある場合には、既認可との整合性についても説明をしているかっていう観点で、我々の確認していますので、当然皆さんも確認していると思いますが、今日も最初の資料の
1:33:52	そういう観点のチェックをしてるような記載が見当たらなかったんで、あえてまた確認をしているんですけど、そういう観点も必要じゃないかと思います。
1:34:05	については以上です。
1:34:10	でも自主、原子燃料をフジワラいたしました。
1:34:15	規制庁小澤です。先ほどのちょっと遮蔽に戻るんですけど、
1:34:22	三次設工認のときに最後につけていただいた 821 ページの図なのに、これは後で確認していただければいいのですが、ここの図とですね、今回申請していただいている 273 ページ。
1:34:39	ここの図を比較すると違う箇所が何ヶ所ありませんで、一部については説明されている。
1:34:50	第 3 節で説明されているものもありますけれども、説明される数値が変わっているものもあるので、

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:34:56	そういうものについてはそれで評価を結果としてしたのであれば、触れた上です ですね、同じような、附属書類 7 というのをつけていただく必要があると思いま すんで、確認した上ですですね。
1:35:11	検討してください。
1:35:13	以上です。
1:35:16	原子燃料香魚うフジワラです。承知いたしました。
1:36:01	原子力規制庁もタケダでございます。
1:36:06	ちょっと
1:36:08	いくつか項目に関連するかなあというところで、1 ページと確認をさせていただ きたいんですけども。
1:36:19	例を挙げますと、23 ページ、申請者の 23 ページの閉じ込めに関するところに ございます。
1:36:28	10 の設計番号 10-1-1。
1:36:33	なんですけれども、
1:36:35	ここで第二種管理区域の境界について石膏ボードを境界しているという箇所 があるんですけども、
1:36:44	この項目の閉じ込め機能をまず有しているのかっていうのを教えていただきた い。
1:36:53	いうことで、もう一方、
1:36:55	これがちょっと、
1:36:57	どうなってるけれども、
1:37:01	安全機能一覧で閉じ込めの境界になっている壁がバーになっているんです。
1:37:10	例を挙げますと、
1:37:15	98 ページに、ちょっと頭が平面部があつて壁の番号が記載されているんです けれど、内壁の 2-3 とか 2-6 の辺が建物 2 階の壁でございます。
1:37:30	ここら辺の
1:37:33	壁についても、閉じ込め機能の部分か。
1:37:38	本来二重丸であるべきではないのかなと思うんですけどばっていう、
1:37:42	これは英語がとれているのか何か考えがあるのか教えていただきたい。
1:37:48	いうところでございます。以上 2 点なんですけれども、ご説明いただけるでしょ うか。
1:37:56	原子燃料工業ワラタニでございます。まず一つ目のですね、石膏ボードで、こ ちら先ほどナガイさんからコメントございましたように、1 種管理区域について は負圧を維持するので、幾らですね気体廃棄設備が頑張っても建物が

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:38:15	狐崎いくつか追加でしたら、これは廃止できないということですね、前に關しましては、ある程度気密性を高めることで、気体排気設備とともに、負圧できなくて、
1:38:30	二つ目の質問、質問ですけれども、閉じ込めの境界ということではですね、1種2種区別なく、管理区域と非管理区域というところの境界が閉じ込め機能とございますんで、ある一種境界でも反対側から2種管理区域の場合は管理区域同士ですので、
1:38:49	通常そういう意味での閉じ込め区域境界区域と思うんですが、その整理はしてございません。
1:38:56	以上です。
1:39:07	規制庁タケダでございます。提示されてる内容については理解しました。やっております。当然最初の検討はさせてもらったことなんですけれども、
1:39:20	まだわからないようにいたしました。はい。
1:39:23	はいに関しては以上でございます。
1:39:46	原子力規制庁ナガイです。
1:39:51	今のご説明で高圧閉じ込めの負圧維持という観点での安全機能では、
1:40:00	2種から1種に引っ張られるってということで、この辺は理解できるんですけど、その壁に求められるその他の安全機能についても、例えば溢水であるとかね、そういうものをどうなってるかっていうことで、全体を通して、
1:40:17	また今後、今後っていうか、今日全部はお伝えし切れないうし、審査もすべて終わっていない状況ですので、そういう観点で皆さんの方でも見ていただければと思いますし、追加の確認あれば、今後確認していきたいと思います。
1:40:42	原子燃料工業フジワラです。承知いたしました。
1:41:11	規制庁タケダでございます。やっぱりものに関して大きいところはお伝えしまして、差し上げましたので、設備からコメント等なかっていただきます。
1:41:25	規制庁の池永ですけども、時間がおしてるんで、簡単でございますので、よろしくお願いします。巡回のところなんですけども。
1:41:37	認可につきましてはですね、許可どおりを今回申請してるということであれば、文章を本文かどうか期待をしたい。
1:41:49	ということです。
1:41:50	それから、あと一つの基準との話なんですけれども、今回in. 44ですか、でのHzの当評価委員会活動の評価ということなんですけど、
1:42:05	これは他の領域との関連もありまして、まだクローズしてないということだと思うんです。ですからやっぱりこれも次回以降でして評価するというような意見を入れていただきたいということです。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:42:21	ちょっと理解がちょっと違っていたということなんですけど。
1:42:34	現状、
1:42:35	原子燃料工業の岡田です。既認可から変更ないってということについて、添付書類の2のほうで、
1:42:46	高高11ページ等で明確に見えるようにはしておりますので、2-4の領域について、系統、
1:42:58	次回以降申請があるという点についても、
1:43:03	852ページの方で
1:43:08	設備、どの設備が残ってるかということは、遠い。
1:43:14	来ておりますので、明確には、
1:43:21	ております。注1に近い本申請するということで明記はしております。
1:43:29	規制庁池永ですけれども、その添付とか何かで書かれても、聞いての場合には、それは集計したことにならないので、本文もしくはその仕様表等で、そういうことをやっぱり一言述べていただきたいと思ってるんですけど。
1:43:51	原子燃料工業のオカダ図、そのまま検討いたします。
1:44:02	を規制庁小澤です。
1:44:06	すいません851ページ。
1:44:08	もうそれはどこに記載されてるんですかね。
1:44:15	傾向／。
1:44:18	現地面の項目、
1:44:22	Z851ページだけでなく、850ページの下の
1:44:29	近くの学校が終わってすぐなの。
1:44:32	段落の最後の
1:44:37	ページへ行って最後の方に気にかかる変更はないとかですね、あとは850ページの一番最後のほうですね。
1:44:46	最後の段落に、
1:44:50	印可から変更ないというところを通り、
1:45:11	規制庁小澤です等も、うん。
1:45:16	2-4の領域について、そこに含まれる単位、設備機器、
1:45:25	については変更がなくて、当然変更がないからその領域内の複数ユニットにも変更がない。
1:45:35	いうふうに850ページのところで、
1:45:41	読めないんですけど。
1:45:43	そこで読むんですよね。
1:45:47	2の領域について、単一ユニットの変更がないから、

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:45:52	複数ユニットも変更がないっていうのはどこで読めばいいんですか。
1:46:17	言葉にこだわってない。
1:46:28	そうしましたら時間がないので、確認していただければ結構です。その上で、2の領域の中のその設備機器が今回全部申請されるわけではないので、2の領域内の福住についても、結局先送りなわけですよ。
1:46:45	そういうところで、きちんとそこが明確になるように、本文ですすね、明確になるようにしてください。
1:46:53	単一ユニットも複数ユニットも普通に評価した結果が本文の資料に書かれていて、そうすると終わったのかなっていうふうに我々まず本文の中で見るわけですよ。そうすると添付のほうにこの込んでいってその臨界の評価とかの
1:47:09	F度の臨界評価のところを見るとですすね、表の中には複数ユニット等の評価されてる表の中には先送りというようなところで注書きで飛ばしているものもあつたりとか、そういうところを、全体見ていただいた上で、記載を検討していただければと思います。
1:47:27	以上です。
1:47:30	原子燃料工業の岡です。承知いたしました。
1:47:38	規制庁の池永ですけども、とじ込みのところの屋上のところで、駐車場、
1:47:53	は申請書の 829 ページにお 1 人表がございます。閉じ込めのところで、
1:48:02	設計番号の一番上のところがですすね、その時にはもう白丸に表示されております。
1:48:14	そうなんですけれども、表の 2-1-2 っていうところで、会場の例が 7 件、そのところがございます。
1:48:24	ぜひ待っても、ここでこういうような会場があるので、別資料があるというのはどうかなと思うんですけども、検層で工事を伴う黒丸というような表現になるんじゃないかと思うんですけど、いかがでしょうか。
1:49:09	確認して反映いたします。
1:49:14	規制庁の一番ですけど、同じ星取表の話になるんですが、火災のところで行きますと、やっぱり一つの 821 ページになると思いますけども、
1:49:26	設定値番号 11 の 3 について、
1:49:32	ここはすべての設備またはするんなっちゃってるんですよ。で、本当にいいんでしょうか。先ほどの表の 2-1 の申請は、
1:49:44	私のところで本件の報告がございまして、他のところは
1:49:50	よさそうなんですすね。そういうの台風のような対応が本当にそれぞれ黒丸になってるかどうか、黒丸 2007 の 10 計画についてであると思うんです。
1:50:03	それから、続けて、G-3 の F-2、これは

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

1:50:09	配線用の遮断器の話なんですけれども、ここがですね、また白丸になったんですよね。
1:50:17	少なくともそういう配線を遮断してるのであれば、やっぱり黒丸か何かの商品なんかと思うんですが、その辺もあわせてちょっと整理をしていただきたいと思います。
1:50:30	この補足資料については、他の設備も同じものがいろいろございますので、もう少し構成イメージ色分け化しましょうして表示をお願いしたいと思います。
1:50:42	以上です。
1:50:47	原子燃料工業の形で、
1:50:50	この 11.3 の 5-1 の黒丸に関しては
1:50:56	1.1。
1:50:58	中部は、
1:51:01	整理再編を検討会議で流行する部分がある。
1:51:07	変更ない改造なってるものは、
1:55:27	すいません、規制庁武田です。ちょっと今こちら音声がよくないの回線がよくないのでちょっと一時録音修正して、ちょっとつなぎ直しますので、少々お待ちください。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

時間	自動文字起こし結果
0:00:00	原子力規制庁のタケダでございます。それではですね、設備機器のコメントに対する回答から再開したいと思います。
0:00:13	コメントの内容については、池永のほうからお伝えしていると思うんですけども、すいません、原燃工のほうからもう一度XI-F誘致のサブF1 でしょうか。ここからちょっとご回答いただけるでしょうか。
0:00:35	原子燃料工業のオカダです、先ほどの星取表に関しての表のA丸のつけ方につきまして、XI-3 のM-1 の設計番号については、今回の
0:00:51	申請の中で、当該設備の耐震補強等により、設備Bに新しい材料等を使えますのでその点に関して、
0:01:04	変更内容が改造としている部分に、設備についてはすべて黒丸という。
0:01:12	音で整理しています。また、11.3 分の 2 の配線用遮断器につきましては、従前から当該設備に
0:01:24	ついておりますものをON今後の使いますので、そういう意味で工事はなく、白丸という整理にしています。以上です。
0:01:39	規制庁の池永ですけどもすべて
0:01:43	対応ができる説明ができればいいんですけども、ちょっと例えばその改造ってということで、9 件しか出てないんですよ。
0:01:54	ですから、ここがMARUWAの 9 件以上あるわけで、それが耐震のほうのところでの話を入れたということであれば理解できるんですが、そういう目でこの星取表を見ていただきたいということです。
0:02:10	ここにははっきりしてもらわないと思うんで、合わせて他の 1 人のところも確認をしていただきたいと思います。以上です。それからちょっと違う観点で、
0:02:26	XI-Fの管理表の 3 のf-1 で、不燃材料の話がございまして、ここです、駆動用モーター類で燃料用を使ってるって、
0:02:42	ことを懸念してるんですが、これについては考慮を必要ないでしょうか、確認です。
0:02:56	原子燃料工業の過熱度星取表につきましては再度すべて確認して整理いたします。
0:03:23	規制庁の池永ですがモーターの油の話はいかがですか。
0:03:37	原燃工の小野でございます。今回の対象設備でモーターの油で考慮するほどのものはありませんので、該当するものはないというふうに準備をし、
0:03:49	規制庁池永ですが了解しました。それから、先ほど何だ、
0:03:55	閉じ込めのところで一つ忘れてましたけども、
0:03:59	10 分の 1 の 2 という設計番号のところなんですけれども、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:04:08	単線溶接したものの燃料棒を扱うから、
0:04:13	ここについてはそれだけ書かれてるんですけども。
0:04:17	例えばですね、燃料棒解体装置のところでは、粉じんが飛ぶとかそういう視点で懸念があるわけで、これについては、例えば、しかるべき交代を受けるというふうなことは仕様書のほうには書かなくてよろしいのでしょうか、確認です。
0:04:39	原子燃料工業のフジワラです。ちょっと趣旨が、ちょっとよくわからないところがあるんですが、工程といたしましては我々一周の中で風洞と鉄製のパイプカッターでですね、
0:04:55	機械できるわけじゃなくて、パイプカッターで一部単線をとりますので、あとは出てくるのペレットですのでその中で粉じんが飛ぶような行為はないので、考慮はしておりません。以上です。
0:05:11	規制庁池永ですが粉じんが出ないということが確実にあれば、引いたりする必要はないと思うんですけども、その解体の方法がちょっとわからなかったもんですから、やっぱり粉じん等の配慮をしてるんじゃないかということで、質問させていただきました。
0:05:40	それとパンフレット、
0:05:43	撤去課の方でもペレットで閉じ込めというふうに書いておりませんのでずっとそのまま我々方では、設工認でもその考慮でしております。
0:05:56	以上です。
0:06:01	池永からは以上です。
0:06:10	ヨシムラさん、規制庁タケダでございます。それではとして設備の耐震に関する
0:06:18	点からのコメント等をお願いします。ヨシムラさんよろしいですか。
0:06:26	原子力規制庁ヨシムラです。
0:06:29	ちょっと時間の関係もありますので、ポイント等だけちょっと確認させていただきたいと思います。
0:06:38	まず
0:06:40	基本方針書ですねこれ今回正しい、正しくちょっと考え方、耐震については記載の内容を見直すことになりまして、これ1回以前一度説明会を
0:06:54	させていただきまして附属書類3については、项目的には基本的にはこちらからご説明した内容が反映されていると思います。
0:07:07	内容的にですね、1点だけちょっと確認をさせてもらいたい点があるんですが、
0:07:23	1090 でいいますと 1013 ページになるんですけど、
0:07:34	中に設備機器の部材共同の評価方法という項目の中で表4という。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:07:42	表 41014 ページですね、表 4 に材料定数の表が載ってますけど、これ例がですね、基本的にこれ引用先っていうのは、
0:07:55	構造設計基準。
0:07:58	引用していると思うんですが、この対象となる材質がですねこれ構造設計基準で、
0:08:06	それで規定されてる材質Ⅱが基本的に対象になってて、例えばその表 5 にあります、その下に表 5 ってft2 が書いてる表があるんですけど、そこに出てる例えばステンレス鋼とかですねアルミニウム、
0:08:22	アルミニウム合金は基本的にはこれとはまた別だというふうに私は理解していますが、
0:08:31	今回多分これ、材料定数とかヤング率がこれを使ってやってやられてると思うんですが、これを使って例えば全部包絡できるとかその辺、これで問題ないかちょっと説明いただければと思いますけど。
0:08:49	原燃工の小野でございます。こちらの表 4 の方は、代表として構造材のものを記載してございます。ステンレス鋼につきましては、別の材料定数を使っているんですけども、申請書に記載すべき重要な項目としては、この許容値FTのほうは比較的重要なので、
0:09:09	記載しておるんですけども、材料定数については、代表として誤差についての人まして掲載しており、過去のものについては省略という形をとっております。そちらについても記載が必要だということだったらば、それぞれについては、主蒸気てるヤング率等について、
0:09:28	記載するということも可能です。以上です。
0:09:31	規制庁のヨシムラです。
0:09:33	これは基本的に力とか変形に関する定数なので、基本的に使われている計算で使われた定数についてはこの表に移っていただければと思います。
0:09:51	原燃工小野です。承知いたしました。
0:09:58	基本方針書には以上ですけどあと細かい図面とか資料表に関してですね細かい点は幾つかあるのですが時間の関係でまた今後お伝えしたいと思います、特に
0:10:14	確認今日確認させていただきたい点についてちょっと今からご説明します系統、
0:10:23	ちょっと気になってるのがですね。
0:10:27	種燃料集合体保管ラック
0:10:33	が評価されてますが、

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:10:38	ちょっと図面をですね、ちょっと画面にちょっとつukれないかもしれませんが、図面をちょっと見ていただきたいんですが、
0:10:45	ですね 476 ページ以降、
0:10:50	以降に燃料集合体保管ラック
0:10:56	のがあります。これについては耐震評価今回計算書はございませんが、支持特に支持架構について耐震評価をやられていると思います。これは燃料集合体が転倒しないという。
0:11:13	ことを説明する意味合いだと思いますが、
0:11:18	他者評価を多分やられてるのはこの括弧の例えば 700 通。
0:11:24	476 ページで言えばこの加工の部分耐震評価されてると思いますが、中に例えば ■ なり ■ の燃料集合体Eが入ってますんで、これ多分臨界評価上ですね中心間距離っていうのが幾つかこれ、
0:11:42	記載されて、中心から協議を維持しなきゃいけないことになってますが、この支持架構の中の複数体ある燃料集合体の中心間距離自身の中心間距離はどのように保持されてるのか。
0:12:02	後の方の
0:12:04	燃料集合体の絵がありましたので、それを使ってずつでもいいです。ちょっと説明いただきたいと思います。
0:12:17	年後のでございます。
0:12:19	の集合体の方は、実際にはえーとですね、
0:12:23	今でいくと 480 ページは 181 ページのほうに、
0:12:28	集合体を収納するための管がございます。こちらの臨界の観点で要素が含まれるような管理を行っております、いっぱいいっぱいこの管の中にグリスあります。この管理自体は、集合体本体の架台のほうに固定されておりますので、
0:12:45	これの間の感覚を担保することで、集合体の感覚の方も音声で担保されるという形になります。
0:12:55	時のヨシムラです。ちょっとこの図だけだとちょっとわからなかったんですがこの保管用の関係っていうのは、保管用の架台間の課題に
0:13:09	今これボルトが何かちょっとよくわかりませんが固定されてるという構造になってて、この管自体が動くというわけではないわけですね。
0:13:20	原燃工のでございますご理解の通りでございます管自体は動きません。
0:13:25	わかりました。ちょっとこの図だとちょっとそこまで読みきれなかったんで、ちょっとわかるようにさせていただきければと思います。
0:13:35	それとですねちょっともう 1 件この図に関してですね、確認させていただきたい点があるんですが、もう 1 回

※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:13:47	476 ページのずーっと燃料保管ラックの図に戻っていただければと思います が、
0:13:56	この中にちょっと右側の下にちょっと小さく書いてあるんですけど、
0:14:02	本設備は一部を除き、撤去を実施して、結局
0:14:08	新設する内容を記載したものとちょっと考えてるんですが、この図の中に既設 の部分っていうのはある部分、
0:14:18	既設の部分と新設部分でどういう、
0:14:21	区分になってるんでしょうか。
0:14:26	原燃工小野でございます。
0:14:29	既設の部分は、いわゆる課題、使今日の部分ですね、その部分についてはす べて撤去してすべてリプレースになります。ただし、先ほど申しました、そういう 答えを入れる管であったり、これ壁の近くにトラックではしごとかついてるんで すけども、そういったところについては、既設そのままということです。
0:14:50	ですねちょっとこれこれ
0:14:55	ちょっと文章だけだとわからないので既設なら既設新設の部分新設っていうふ うにちょっとわかるようにしていただきたいと思います。それからちょっともう 1 点気になってるのが今ご説明のあった
0:15:11	これはしごですかね
0:15:13	収納管の集合エリアの横についてではしごとか、
0:15:18	それからもう一つは 478 ページgのところにていいんですね。
0:15:25	やはりこれは一つ、よくわけがわからないんですが、まず集合体のラックの上 に、
0:15:32	例えば E-E 矢視図とか見ますと何か梯子みたいのが見えるか選べたのが見 えるんですが、これは、
0:15:39	やっぱり既設の構造物ですか。
0:15:43	原燃工小野でございます。こちらの方おっしゃる通り階段でございまして、既設 の構造物でございます。
0:15:51	ちょっと位置関係によるんですけど、これは例えば地震の時にですね、このよ く見た感じだと燃料集合体の上にかぶせるようなイメージがちょっとあるんです 的にあるんですがこれは、
0:16:08	建屋側の層で評価されてるんですか。その耐震、地震時の影響とかいう、
0:16:15	点例えば転倒とか波及的な影響の問題がちよっと出てくるんですけどそれは どうやって考えられてますか。

- ※ 1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。
発言者による確認はしていません。
- ※ 2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:16:23	原燃工でございます。こちらの階段自体は仕事保管ラックを構成する設備ではないんですけれども、おっしゃる通り、こちらの方の波及的影響ありますので、そちらの方を合わせて評価を行ってございます。
0:16:41	規制庁ヨシムラです。今の説明は、設備の一部と構成機器一つ指定よりも建屋側で評価してるということですか。
0:16:53	原燃工小野でございますが、建屋側というわけではないんですけれども、建屋設工認の対象となる設備ではない一般的な機器として扱っておりまして、設工認には直接的に評価が出てこないんですけれども、評価しておりますということです。
0:17:15	ちょっとこの辺はですね
0:17:22	影響がないということは何らかちょっとここの中でどこで示していただければと思います。
0:17:31	原燃工でございます。承知いたしました。
0:17:38	規制庁のヨシムラです。あとは図面上ですねちょっとわかりづらい点があるかあって、その点ちょっと細かい定員はちょっと時間の関係でちょっと今日は省きたいと思いますが、
0:17:54	例えば何ていうんですか。
0:17:58	よく見られるのは例えば燃料棒の当然の一切装置みたいなもので、レールが走ってるような構造物については、平面上の位置はわかるんですが、立面調の移断面でどの、どの高さの位置にあるかっていうのは、
0:18:18	ないというようなケースが数ケースもありましたので、そういったものをちょっともう1回見ていただいて、
0:18:27	例えばレールとかその辺、立体的に設置位置が
0:18:34	空間にあるようなものについては、技術面上においても、その設置位置がわかるように、そういう抜けがないか見ていただければと思います。
0:18:50	原燃工小野でございます。そういうわかりにくい点ないかかも確認して、
0:18:57	適切に反映させていただきます。
0:19:02	よろしくお願いします。とりあえず
0:19:04	私の方は以上です。
0:19:12	はい、規制庁ナガイです。今日お伝えしていない点が多々あるんですけど、基本的な
0:19:23	考え方をお伝えできればと思ったんですけど、なかなか具体的な事例でお伝えしたんで、コメント等もですね、コメントというか、事実確認の関係ですね、この辺をよくご理解いただいて、
0:19:41	ければと思います。

※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。

0:19:52	ちょっとお待ちください。
0:20:16	はい、原子力規制庁ナガイです。他に、全体として何かありますか。
0:20:23	熊取のほうで何か確認する。
0:20:27	事項ありました。
0:20:32	原子燃料工業、
0:20:37	はい。
0:20:39	規制庁のナガイです。特にないようであれば、ちょっとお昼も参りましたので、これで本日のヒアリングは終了したいと思いますので、今後のスケジュールとして審査会合が予定されていますので、
0:20:56	また資料については引き続き確認して、不明な点があれば審査会合前にもう一度事実確認していきたいと思いますので、よろしくお願いします。
0:21:07	それでは本日以上になります。お疲れ様でした。

- ※1 音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。発言者による確認はしていません。
- ※2 時間は会議開始からの経過時間を示します。